

「つながるまち小郡アクションプラン」を策定しました

☎ 経営戦略課政策推進係(本館2階) ☎ 72-2111

平成29年4月の市長選挙で、加地市長は、「つながるまち小郡」を基本理念としたマニフェストを掲げ、その実行を市民の皆さんに約束しました。

マニフェストを着実に実行するため、第5次小郡市総合振興計画との整合性を精査したうえで、重点的に取り組む事業をピックアップし、行動計画としてまとめた「つながるまち小郡アクションプラン」を策定しました。計画の期間は、市長任期の終期に合わせて、平成30年度～平成32年度です。

※計画は、毎年進捗状況を管理し、社会情勢、財政状況、議会による審議、事業の進捗状況などに配慮しながら、随時内容を見直し、実行するため、事業の実施やスケジュールは変更する場合があります



計画の閲覧場所 経営戦略課窓口、各校区コミュニティセンター、生涯学習センター、あすてらす、市ホームページ(ホーム>市政情報>計画・行革・広域行政>つながるまち小郡アクションプラン)

11月・12月は徴収強化月間です。
市税や国民健康保険税の納め忘れはありませんか？

☎ 収納課収納係 ☎ 72-2111

市は、市税の滞納処分の強化を図っています。税金の滞納処分までの主な流れを紹介します。

滞納処分までの流れ

- ①納期限 税金は納期限までに納めてください
- ②督促 納期限から20日以内に完納にならない場合、督促状を発送します(督促料100円を加算します)
- ③財産調査 督促をしても納税がない場合、勤務先や金融機関、取引先、日本年金機構などに財産の調査をします
- ④搜索・差し押 財産調査や搜索で発見した財産を差し押さえます

納期限から一定期間経っても納付がない場合、財産を差し押さえないと法律で定められており、滞納処分の対象となります。

滞納処分は、納期限内に納税している人との公平性を保つために行っています。納期限内の納税にご協力をお願いします。



久留米朝倉地区の県・市町村が合同で公売会を開催します

滞納者宅の搜索で差し押さえた財産(テレビなど)の公売を行います。

日時 11月24日(土)
午前10時～(開場9時30分)
会場 うきは市民センター3階
(うきは市浮羽町朝田582-1)

公売方法 入札(せり売りあり)

持参物 購入代金、本人確認書類(運転免許証など)、
印鑑、委任状(代理人の場合)

※出品物の詳しい内容は、市ホームページをご覧ください
どうか、お問い合わせください



小・中学校の新1年生対象！

入学準備金を入学前に受け取ることができます

申 問 教務課教務係(西別館3階) ☎72-2111、お子さんが通う市立小学校

市は、市立小・中学校に通う児童生徒の保護者が、経済的理由で給食費や学用品費の支払いにお困りの場合、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

入学前に入学準備金の受取りを希望する人は、必ず下記の期限内に申請してください。

■就学援助を受けることができる世帯

- ・市民税が非課税の世帯
- ・国民年金や国民健康保険の保険料が免除されている世帯
- ・児童扶養手当の受給世帯
- ・その他、経済的理由で生活が苦しい世帯

■入学前に入学準備金の支給を受けることができる人

上記の就学援助を受けることができる世帯のうち、次の全てに該当する人

- ①平成30年12月に小郡市に居住している人
- ②お子さんが平成31年4月に小郡市立小・中学校に入学する人

申請方法・締切

小学校新1年生：教務課教務係で、12月28日(金)までに申請

中学校新1年生：お子さんが通う市立小学校で、12月下旬の学校が指定する日までに申請
(詳しくは学校を通じてお知らせします)

注意事項

- 就学援助の認定をする際に、世帯員全員の収入や市民税額などの情報が必要です。税の申告をしていない場合、認定できません
- 平成30年1月2日以降に市外から転入した世帯員は、平成30年度の課税所得証明書など(収入・社会保険料・生命保険料・地震保険料・市民税額が記載された証明書)の提出が必要です
- 申請期間が終了した後は、入学後に就学する市立小・中学校で申請できます。この場合、入学準備金は7月以降に支給します
- 書類に不備がある場合、入学前に支給できないことがありますのでご注意ください

！注意！

次のいずれかに該当する人は、入学準備金を受け取ることができません。受け取った場合は、返還していただきます。

- 平成31年3月末日までに市外へ転出する人
- 国立、県立、小郡市以外の市町村立または私立の小・中学校に入学する人

新1年生以外の申請は、平成31年3月以降に受け付けます。

政治倫理審査会が意見書を提出

問 総務課総務係(本館2階) ☎72-2111

10月3日、小郡市政治倫理審査会(田村浩敏会長、ほか委員6人)は、小郡市政治倫理条例に基づく資産等報告書の審査を終え、加地市長に意見書を提出しました。

8月から10月にかけて3回開催された審査会では、審査対象である市長、副市長、教育長、市議会議員(任期満了による退任者を含む)とその配偶者の資産等報告書の審査を実施。審査の結果、報告書の記載内容は、条例の規定に基づき、適正に報告されていることが確認されました。

審査会は、公正で開かれた民主的な市政の発展を目的に設置され、資産等報告書の審査のほか、政治倫理確立のために必要な事項の調査などを行っています。



▲意見書を提出する政治倫理審査会

意見書は、窓口、市ホームページで閲覧できます